

標題:

2000年改正 SOLAS II-2 章に関するガイダンス(その2)

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0467

発行日 2002年6月28日

各位

先の ClassNK テクニカルインフォメーション No. TEC-0453 にてお知らせしましたとおり、2000年改正 SOLAS II-2 章(防火、火災探知、消火)の規定に関する解釈案が5月15日から24日まで開催された IMO MSC75 にて審議されました。その概要は、下記のとおりです。この結果とその後弊会に通知のあった旗国政府の指示[非常脱出用呼吸具(以下、EEBD という。)に関するベリーズ、パナマ、香港、デンマーク及びマレーシア政府の指示等を踏まえ、同インフォメーション添付(1)の第1項の EEBD 及び同3項の火災制御図の取扱いを添付のとおり改めましたのでお知らせ致します。

MSC75 の審議結果概要

- (1) 機関室における EEBD の統一解釈案は、合意に至らず、各旗国政府の判断に委ねられることとなった。
- (2) “first survey”には SE の initial survey が含まれる。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)
本部 管理センター 材料艀装部
住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)
Tel.: 03-5226-2020
Fax: 03-5226-2057
E-mail: eqd@classnk.or.jp

* * * * *

添付: 2000年改正 SOLAS II-2 章に関するガイダンス(その2)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

ClassNK テクニカル インフォメーション
No. TEC-0467 添付

2000年改正 SOLAS II-2 章に関するガイダンス(その2)

1. 非常脱出用呼吸具(EEBD) (II-2/13.3.4, 13.4.3)

機関区域におけるEEBDの統一解釈案がMSC75で審議されたが合意に至らず、各旗国政府の判断に委ねられることとなった。このため、機関区域におけるEEBDに係わる要件(個数及び備付け場所)については、先のNK暫定解釈をより明確にした次の鋼船規則検査要領案によること。また、各旗国政府の解釈/特別要件がある場合には、それにも従うこと。

本要件は新船及び現存船に適用される。現存船はII-2/1.2.2.2規則により2002年7月1日以降の最初の検査(first survey)の日までに同要件に適合することが要求される((2)項参照)。ただし、13.3.4.1規則の要件(予備のEEBDの備付け)は現存船には適用されない。

(1) 個数及び備付け場所

鋼船規則検査要領案(平成13年度第3回技術委員会にて承認済み)

(a) II-2/13.3.4

居住区域内に次のとおりEEBDを備えること。

- (i) 貨物船については、原則として、火災制御場所及び/または脱出経路として使用される階段室の内部に少なくとも2組及び予備として少なくとも1組。
- (ii) 36人以下の旅客を運送する旅客船については13.3.4.5規則で定義されるものを除く各主垂直区域に少なくとも2組及び予備として少なくとも計2組。
- (iii) 36人を超える旅客を運送する旅客船については13.3.4.5規則で定義されるものを除く各主垂直区域に少なくとも4組及び予備として少なくとも計2組。

(b) II-2/13.4.3.1

乗組員が通常または定期的に作業に従事するA類機関区域に次のとおりEEBDを備えること。

- (i) 主推進用に使われる機関を含むA類機関区域
 - 1. 機関制御室が当該機関区域内に配置される場合、機関制御室に1組
 - 2. 工作室がある場合、その付近に1組
 - 3. 機関区域内の脱出経路沿いで、原則として、各甲板または台甲板レベルに1組。ここで言う脱出経路は、エスケープトランクや水密扉を経由して軸室等の他区画へ脱出する経路以外のものとする。
 - 4. 上記-1.から-3.にかかわらず、次の場合には、当該EEBDを省略することができるが、いかなる場合も3組以上備えること。
 - ・ 機関制御室と工作室が隣接している場合、いずれか一方のEEBD
 - ・ 機関制御室及び/または工作室が機関区域からの脱出経路に隣接して設けられている場合、当該制御室及び/または工作室のEEBD
- (ii) 前(i)に規定される機関区域以外のA類機関区域

機関区域内の脱出経路沿いで、原則として、各甲板または台甲板レベルに1組。ここで言う脱出経路は、エスケープトランクや水密扉を経由して軸室等の他区画へ脱出する経路以外のものとする。ただし、安全な場所への脱出が容易

に確保される場合には、EEBD を配置する必要はない。

旗国政府の指示

これまでにバハマ、キプロス、マン島、リベリア、マルタ、マーシャル諸島、シンガポール、ギリシャ、ベリーズ、パナマ、香港、デンマーク及びマレーシアの各旗国政府から解釈/特別要件について指示があった。以下に貨物船に対する上記の NK 鋼船規則検査要領案と各旗国政府の解釈/特別要件との主な相違点を示す。

バハマ

- (a) 船上に備えられた EEBD の総数の 50%の予備を備えること。

キプロス

- (a) 機関区域には、”Document of Safe Manning for the Engine Department”に示された乗組員の人数に等しい数の EEBD を備えること。ただし、8 組を超える必要はない。
- (b) 少なくとも 2 組の予備を船上に備えること。

マン島

- (a) 居住区域の EEBD は消防員装具と同じ場所に格納すること。
- (b) 居住区域及び機関区域のそれぞれについて備えられた EEBD の総数の 50%の予備を備えること。ただし、それぞれの区域について 4 組を超える必要はない。

リベリア

- (a) 居住区域が分離した区画からなる場合、それぞれに少なくとも 2 組備えること。
- (b) 機関区域においては、制御室に 2 組、各脱出用はしごに 1 組、合計で少なくとも 4 組備えること。
- (c) 通常の実作業者においてポンプ室に入る個々の人員が使用できるように追加の EEBD を船上に備えるか、少なくとも 2 組をポンプ室に備えること。
- (d) 少なくとも 1 組の訓練用の EEBD を備えること。
- (e) 船上に備えられた EEBD の総数の少なくとも 10%に等しい数の予備を備えること。ただし、4 組を超える必要はない。

マルタ

- (a) 少なくとも 2 組の予備を船上に備えること。
- (b) 少なくとも 1 組の訓練用を船上に備えること。同 EEBD には訓練用であることを表示すること。

マーシャル諸島

- (a) 機関区域においては、各レベル(各甲板または台甲板)に少なくとも 2 組備えること。

シンガポール

- (a) 居住区域内においては規則により少なくとも 2 組の EEBD の備付けが要求されるが、多数の乗組員がかなりの時間過ごす作業区域(制御場所、業務区域)に対して追加の EEBD の備付けを考慮すること。
- (b) 機関区域に備えるべき EEBD の個数及び場所は、様々な要素(添付レター参照)を考

慮して決めること。

- (c) 居住区域及び機関区域にそれぞれ少なくとも 1 組の予備を備えること。
- (d) 訓練用の EEBD を備えること。

ギリシャ

- (a) 機関区域においては、下記のとおりとすること。
 - (i) 各非常口に 1 組。
 - (ii) 各制御室に 1 組。
 - (iii) 各工作室に 1 組。
 - (iv) ただし当該区域の総数は、少なくとも、通常業務として機関区域で作業する乗組員の人数分とすること。
- (b) 設置場所は非常口付近の明確に見える位置とすること。
- (c) 予備は安全にアクセスできる場所(船橋、火災制御室、制御室)に設置すること。

ベリーズ

- (a) 機関区域には、少なくとも、当直する乗組員の人数分を備えること。
- (b) 無人となる機関区域には、少なくとも、2 組備えること。
- (c) 居住区域用の予備に加え、機関区域用に 1 組の予備を備えること。

パナマ

- (a) 機関区域においては、通常業務に従事する乗組員の人数分を備えること。ただし、6 組を超える必要はない。
- (b) 居住区域の 2 組に加え、原則として、少なくとも 2 組の予備を船橋、火災制御室または貯蔵庫に備えること。SOLAS 要件にかかわらず、これは現存船にも適用すること。

香港

機関区域及び貨物ポンプ室内にいる乗組員が個々に EEBD を所持しない限り、次の要件に適合すること。

- (a) 発火源が存在し、乗組員がかなりの時間を過ごす A 類機関区域における EEBD の場所と個数は、機関制御室及び工作室に各 1 組、及び各避難はしごの最下層の接近できる場所に各 1 組とすること。ただし、機関制御室から安全区域へのアクセスが機関制御室より上方に 1 甲板を超えず、この安全区域が機関区域から隔離されている場合、当該制御場所に EEBD は要求されない。機関制御室と同様の安全区域への直接経路を備えた工作室及び閉塞されたエスケープトランクにも EEBD は要求されない。
- (b) A 類機関区域以外の機関区域には、避難はしごまたは避難経路の最下層あるいは最も遠くの接近できる場所に 1 組備えること。ただし、安全区域へ接続する戸までの最大道程が 5m 以下の場合、EEBD は要求されない。
- (c) タンカーの貨物ポンプ室には、各ポンプ室の最下層甲板場所に 1 組備えること。
- (d) 上記(a)から(c)において要求される EEBD に加え、最小備付け予備数量は次のいずれかとすること。
 - (i) 要求される備付け数量の 50%の予備 EEBD
 - (ii) 要求される備付け数量の 20%の予備 EEBD 及び 50%の予備充填物/ボトル

デンマーク

- (a) 居住区域の EEBD は消防員装具とできるかぎり同じ場所に格納すること。
- (b) A 類機関区域は少なくとも以下のとおり EEBD を備えること。
 - (i) 機関制御室が機関区域にある場合には、機関制御室に 1 組
 - (ii) 各甲板の開放された脱出用はしご沿いに各 1 組
 - (iii) 工作室に直接通じるエスケープトランク又は保護された脱出経路がない場合には、工作室に 1 組
- (c) その他の機関区域においては、通常業務として当該区域で作業する乗組員の人数、レイアウト、脱出経路の一部となっているかどうか、及び内燃機関または燃料油装置があるかどうかを基に、必要と認められた場合には 1 組備えること。

マレーシア

- (a) 主推進用に使用される機関を含む A 類機関区域以外の A 類機関区域においては、機関区域内の脱出経路(エスケープトランクや水密扉を経由して安全区域へ脱出する経路以外)沿いで、各甲板または台甲板レベルに 1 組備えること。ただし、当該区域が 1 レベルのみであり、且つ安全な場所への脱出が容易に確保される場合には、EEBD は要求されない。
- (b) 予備 EEBD は、実際に備付ける数量の少なくとも 50%とすること。

(2) “first survey”の解釈

「first survey には SE の initial survey が含まれる。」との統一解釈が MSC75 で承認された。このため、2002 年 7 月 1 日以降に引渡される新造の現存船は、引渡しの日までに EEBD の配置及び火災制御図への記載の要件に適合すること。

(3) EEBD の承認

- (a) 日本籍船に備付けるものは、日本政府/日本舶用品検定協会の検査/検定に合格したものであること。
- (b) 外国籍船に備付けるものは、原則として、日本政府/日本舶用品検定協会の検査/検定に合格したものとするが、船主/造船所からの要望がある場合、または、特別な理由がある場合は、下記のとおり取扱って差し支えない。
 - (i) 表 1 に掲げるものは、弊会の検査に合格したものとみなす。
 - (ii) SOLAS 要件(MSC/Circ.849 でも可)及び EN 規格(圧縮空気型;EN1146、酸素型;EN400)に適合していることが、SOLAS 締約国政府、IACS メンバーの船級協会または政府が認めた機関が発行した証明書により確認できるものは、弊会の検査に合格したものとみなす。
 - (iii) 上記以外のものは、その都度、材料艙装部に問い合わせること。
- (c) EU 加盟国籍船にあつては、EC 指令の下、notified body により証明されたものであること。
- (d) シンガポール籍船にあつては、前(b)(i)のものとするか、IACS メンバーの船級協会またはシンガポール政府が認めた機関により SOLAS 要件に適合していることが証明されたものであること。

表 1

Manufacturer	Type
MSA AUER GmbH	UNISCAPE 15H S-Cap-Air
OCENCO, U.S.A.	M-20.2
Protector Technologies Group	Elsa-10-B, Elsa-15B, Elsa-10-B-AS Elsa-15B-AS
Draeger Ltd.	Draeger Saver CF10 Draeger Saver CF15

- (4) 火災制御図への記載
火災制御図の図記号説明表に EEBD の欄を追加し、図中に EEBD の設置場所を記号で示す必要がある。火災制御図の確認については 3.項を参照のこと。

2. 保守計画書・訓練手引書・火災安全操作ブックレット(II-2/14,15,16) (ClassNK テクニカルインフォメーション No. TEC-0453 参照)

3. 火災制御図 (II-2/15.2.4)

現存船については EEBD の備付けに伴い火災制御図を修正する必要がある(1.(4)項参照)。弊会は次により火災制御図に必要事項が記載されていることを確認し、その旨火災制御図に表示する。なお、同取扱いは新船にも適用する。

- (1) 船主(または造船所)は当該船舶用の火災制御図(掲示用、陸上消防員用)を必要部数検査担当支部・事務所に提出すること。(船主用、造船所用が必要な場合はその分を追加)
- (2) 担当検査員は火災制御図に必要事項が適切に記載されていること及び記載内容と船舶の現状が一致していることを確認すること。現存船については特に EEBD に注意し、その配置が改正 II-2 章の要件、第 1 項の NK 鋼船規則検査要領案及び旗国政府要件に適合していることを確認すること。
- (3) パナマ政府の特別要件「the maximum number of persons working during a normal day of operation」については、船主にその人数を確認の上、下記の例にならって火災制御図に追記すること。
“The maximum number of persons working in E/R during a normal day of operation; (人数)”
- (4) 前(3)と同様の特別要件のある船籍船の場合、前(3)にならって火災制御図に記載すること。
- (5) 上記確認の後、担当検査員は火災制御図に”Verified that this plan contains the item of information required by SOLAS Chapter II-2 as amended in 2000.”と記載、日付及び検査場所を記載、署名し NK 印を押印すること。
- (6) 船主(または造船所)から火災制御図の事前承認の要望があり、当該図面が担当支部または事務所に提出された場合には、前(3)及び(4)に加え、第1項の要件に従って要求される個数及びその配置を確認のうえ、下記の例にならって火災制御図に記載し、承認返却すること。
“Approval for the number of EEBD only.”
“EEBD arrangement is subject to the attending surveyor’s satisfaction.”

なお、火災制御図用図記号に関する IMO 決議 A.654(16)は将来 IMO において、ISO17631:2002 “Ships and marine technology – Shipboard plans for fire protection, life-saving appliances and means of escape”に基づいて改正される見込みである。火災制御図を新たに作成または修正する場合、同 ISO 規格の図記号を使用することを推奨する。ただし、旗国政府から特別に指示がある場合はそれに従うこと。

4. **貨物ポンプ室の保護 (II-2/4.5.10)**
(ClassNK テクニカルインフォメーション No. TEC-0453 参照)
5. **固定式局所消火装置 (II-2/10.5.6, MSC/Circ.913)**
(ClassNK テクニカルインフォメーション No. TEC-0453 参照)
6. **その他の規定の解釈**
(ClassNK テクニカルインフォメーション No. TEC-0453 参照)

* * * * *

